

●香川県公告第二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社合田不動産
高松市天神前七番十八号
株式会社合田工務店
高松市天神前七番五号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン
観音寺市本大町字井手南一五七八一一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 二千四十六平方メートル
変更後 三千六平方メートル

二 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数
変更前 位 置 別図のとおり
収容台数 二百七十一台
変更後 位 置 別図のとおり
収容台数 二百六十七台

なお、「別図は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧する。

三 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
変更前 午後十時
変更後 午前二時

4 変更年月日

平成十四年十二月五日

二 届出年月日

平成十四年四月四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課
観音寺市役所商工観光課

2 縦覧期間

平成十四年四月十九日（金曜日）から同年八月十九日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年八月十九日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び観音寺市役所商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容
- 2 提出先
- 郵便番号七六〇-八五七〇
高松市番町四丁目一番十号
香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ